

まつり開催時の通行許可証について

通行許可証について

伊勢原観光道灌まつりの開催における安全の強化を図るため、交通規制区域内の「**車両通行止め**（居住者かつ、事前の通行許可証発行者は通行可）」区域にお住まいの方で車で出入する場合は、**通行許可証が必要です。**
手続きについては、裏面に記載しています。

受付期間： 令和8年8月17日（月）から
令和8年9月24日（木）まで

【担当】伊勢原観光道灌まつり実行委員会
伊勢原市役所 商工観光課(2F 3番窓口)
住所：伊勢原市田中348番地
☎：0463-94-4729(直通)
FAX：0463-95-7613

手続きの流れは裏面に
あります

凡		例	
	車両通行止		車両通行止（路線バス及びタクシーを除く）
	車両通行止（交通規制解除前の路線バスを除く）		交通規制時間内一方通行解除
 車両通行止 (居住者かつ、事前の通行許可証発行者は通行可)			



通行許可証の受取までの流れ

対象者

自宅が「車両通行止(居住者かつ、事前の通行許可証発行者は通行可)区域」であり、10/3(土)、10/4(日)の交通規制時間内に必要最小限の範囲で車で出入する場合。

申請方法

メール：下記アドレスに次のデータを送付してください。

**①車検証の写し ②免許証の写し ③許可証送付先住所
④駐車場所の住所 ⑤電話番号(日中連絡の取れる番号)**

※③、④が同一の場合は③のみ

アドレス：doukanmatsuri@isehara-city.jp

窓 口：伊勢原市役所商工観光課（本庁舎2階）に次の書類を持参してください。

①車検証の写し ②免許証の写し

※お手持ちの車検証、免許証の有効期限をあらかじめご確認下さい。

交付方法

メール：通行経路を示した地図及び通行許可書を郵送で交付します。

窓 口：受付窓口で通行経路の確認を行い、通行許可証の交付を受ける。

※警察との協議から通行経路によっては安全確保のため、通行許可証を発行できない場合がありますので予めご了承下さい。
また、通行経路によっては、審査のため通行許可証を即日交付することができないこともご了承下さい。

不明点等がある場合、こちらからお電話することがあります。

当日

10/3(土)、10/4(日)のまつり開催期間中の通行時に
通行許可証をダッシュボード上などの分かりやすい場所に掲示し、運行する。

※まつり開催区域内における事故等については、実行委員会は一切責任を負いません。ご了承願います。